

## ○火災警備活動の強化について（昭和31年11月10日例規第1号）

火災時の警備活動は、人命救助と消火活動に対する協力を中心とした警察活動を展開するにあるが、終戦後消防組織法、消防法等の関係法律が制定せられ、消防に関する制度は大きく改正されたため、消防は消火活動は勿論、火災の予防、警戒或は危険物の取締、消火設備の規制火災に関する調査というように広汎多岐に亘る機能が消火機関によって行われることになっている。これがため警察の火災警備の活動はこれら消防機関の活動と競合し、関連して行われることが通常であるが警察は、警察法、警察官職務執行法、警備実施要則等自主法規上の権限と責務を負荷されており、その限りにおいて積極的な活動を展開しなくてはならないので、これら消防機関との関係を考慮に入れて下記により火災時における警察自体の活動の強化をはかることとしたので、本通達に基きそれぞれの署情に適合した具体的な計画の策定と有効適切な現場活動による火災警備活動の強化と推進に遺憾のないよう配意せられたい。

### 記

#### 事前措置

##### 1 警備要員の確保

夜間や休日等の執務時間外における火災警備活動を、迅速、的確に展開するための要員を確保するため、次の措置をとることとした。

- (1) 署長は、火災発生時の警備実施のため必要ある場合は、その署管内に居住する他署員を召集して、その指揮下に入れて配置につけることができる。
- (2) 他署管内に居住する警察官（本部勤務員を除く）は、火災時の警備実施のため居住地署長から召集を命ぜられたときは、特別な事情のない限り応召しなくてはならない。
- (3) 他署管内に居住する警察官（本部勤務員を除く）は、居住地を管轄する署長に対し、受持派出所、駐在所を通じて宿所届を確実にしておくと共に、応援可能の地域内に火災が発生したときは、その程度により自発的に参集し住居地署長（状況により現場指揮官）にその旨を届出でてその指揮を受け服務しなければならない。
- (4) 署長は、前各号により他署員を召集し又は参集してきた警察官を配置につけたときは、でき得る限りその旨をその警察官の所属長に通報すること。

##### 2 警備資料の収集

- (1) 実地踏査による重要警備地域の選定  
本県の特質上、通常

- ア 主な国宝、重要文化財又は学校、病院、映画館、工場等多数の人の出入りする建物の外公共用の大建築物等の所在地域
- イ 密集した市街地で特に道路、水利等消防活動条件の悪い地域
- ウ 火災の多発傾向をもつ市街地、山林地帯で現在なおその原因又は条件が除去されていない所
- エ その他気象の関係から、特殊な事情の起る蓋然性のある火災警備上の要注意地域

(2) 重要警備地域に対する警備資料の収集

主として右地域に対し、更に水利の状況、消防車の通行率の多い道路、消防器具の置場及び速燃物の販売貯蔵所の所在地並びに通行者の多い道路網等と避難予定地との関係を調査し、これに基いて交通整理及び遮断の拠点を定める等、その他必要と認められる事項を明らかにした資料を整備し、火災の場合における火災警備の基礎とすること。

(3) 管内消防機能の調査

管内消防組織及び人員装備等の消防力並びに消防自体でとっている対策で必要なものを、通報を受けるか若しくは調査をして整備しておくこと。

(4) 警備資料地図の作成

収集した警備資料及び火災時において警備実施上必要な事項を記入できる警備資料地図をなるべく多く作成しておくこと。

3 警備計画の策定

(1) 消防機関との申合せ事項の検討

昭和30年9月以降に各署で火災時の消防活動について消防と申合せを行っているが、その後の火災警備の経験を生かして更に検討を加え、必要があればその署管内の消防長又は消防団長等と話し合いを行い必要な改善措置をとること。この場合警察の立場のみを強調して消防に協力を強要したり、消防を警察に従属せしめようとしていると疑われるような事項の協定は避けると共に、消防組織法、消防法並びに関係通達等を充分研究の上相互の完全な理解の下に協定事項を運営するよう取計うこと。

(2) 日（宿）直員業務書の作成

日曜、祭日及び執務時間外において火災の発生があつた場合の日（宿）直員のとるべき措置を具体的に順序よく定めた業務書を作成して、迅速、的確に初期活動ができるようにしておくこと。

(3) 自署員の召集並びに応召参集要領

署員の召集、応召、参集等を迅速、正確に行われるようにするため、召集命令の伝達方法、警電不通の場合の命令伝達方法、応召者の服装、携行品並びに参集についての要領を具体的に決定して全署員に徹底しておくこと。

(4) 他署員の活用要領

応召又は参集してきた他署員を効果的に運用するため、予めその人員をは握しておいて任務、配置箇所等活用要領について具体的に定めておくこと。

(5) 部隊編成並びに運用要領

編成並びに運用要領は別表 1 として添付してあるが、これを一つのヒントとしてそれぞれの署情に応じた編成を行い、火災発生時その規模及び被災対象等により適切な運用をはかること。

(6) 応援要請並びに派遣要領

応援要請並びに応援派遣を最も迅速に行つて初期における警察力の集中をはかるため次の方法をとることとする。

ア 応援要請の要否の決定は、署長の責任において迅速、的確に情勢を判断して、なるべく早く行わなければならない。

イ 県本部においては、対象の燃焼状況、水利、風速（向）事案の規模、警察力の状況等により必要があると認めたときは、要請をまたずに四周の警察から小人数の編成をもつて応援派遣を命ずることがある。

ウ 前記の応援派遣を命ぜられた警察署は、在署員を主体とする編成を行い、最も迅速に派遣しなければならない。

エ 署長は、在署員をもつて応援派遣をした場合、これに代る署内勤務者を補充する方法を関係署員に徹底しておかななければならない。

現場措置

1 現場指揮官

火災時における警察活動は、捜査活動と警備実施活動が同時に行われるものであるが火災警備については、火災の状況と署の機能との関係もあるが署の最高幹部が現場を中心として指揮をとることを原則とする。

通常、現場指揮官のとるべき措置は、

(1) 現場指揮所の標示

現場指揮官の指揮統轄並びに全般的な警察活動を迅速的確に展開すると共に、出動警察官にその所在を容易に確認させるため、適当な標示措置をとること。

(2) 応援要請の要否の確定

火災状況特に水利、風速（向）、消防力等を総合判断して、現場からの第一報

を県本部長に報告する際必ず応援の要否を附加すること。

(3) 警備要員の編成と配置

手持ちの要員をよくは握して、必要かつ急速を要する所から配置につけ逐次応召又は参集してくる自、他署員を状況に応じて最も必要とする所から充足していく方法を取り、火災の推移と配置員の状況から判断して必要ある場合は、果敢に転換配置を行う等、効率配置に努めなければならない。

(4) 通信、連絡手段の確保

パトロールカー及び警察電話若しくは公衆電話のうち通信に最も便利なものを使用して刻々の報告、命令、連絡に支障のないようはからなければならない。このため通信要員及び伝令要員の確保には、充分配意しなければならない。

(5) 報告、連絡

報告、連絡を適切に行うことは、現場指揮官の重要な責任であるが、とくに、水利、風速（向）、消防力、延焼の見透し等を明らかにして応援部隊の要否を速報し、爾後は判明したものから逐次詳報するという方法をとること。

なお、現場並びに署におけるそれぞれの報告取扱い責任者を指定して報告した分、未報告、未調査のもの等を整理させて、整然とした報告、連絡ができるように配意すること。

2 現場活動班

(1) 人命救助班

人命救助活動は、原則として他のあらゆる活動に優先して行われなければならない。特に生命の危険に頻している者の発見と救出には全力を尽さなければならない。

(2) 優先通行確保班

消防車その他消防器具の優先通行を確保するための活動が警察力又は消防団員の不足等の原因から手遅れとなつて火災警備上、困難な事例を作つた例もあつたので、火災時における警備実施の頭初における活動分野であることを認識し、消火、防禦、救援活動に協力する見地から、早期に迅速果敢な活動を展開すること。

(3) 被害調査班

警察は、警察法に「民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案」（法第5条第2項3号）については、その責任が明示されており、この責務を果すためには警察の組織と通信手段とを十分に活用して客観的にかつ、できるだけ正確に被害を調査して報告しなければならない。特に県本部における判断は現場報告が唯一の頼りとなつて決するものであるから、現場指揮官〇〇署長は刻々の報告につ

いて充分責任をもっているようにし、如何なる場合でも現場指揮官〇〇署長の指示によつて行われるように留意すること。

(4) 傍観者排除班

優先通行確保班と協力して、主として火災現場周辺の混雑を整理するのであるが併せて配慮すべきことは、家財の持出しをどう誘導整理するかを考えなければならない。即ち

ア 消防車の通行する主要な道路上には、必要な限度において家財道具の持出し又は置場にすることを止めさせる。

イ 風下若しくは火災の延焼方向には、家財等を持出さないように誘導すると共に、警戒線の設定が火災を中心として狭く設定された場合は、火災の様相に従つて逐次警戒線を拡大する警備活動を行い、その際不必要な火災傍観者を必要に随つて外かく（、、）の方へ段階的に排除し消火活動を自由ならしめる地域を拡大すること。

(5) 防犯、広報班

活動内容については、さきの執務資料で概要を提示してあるがこの活動は火災時における警備実施の一環として、人心の安定事故の防止、事態の収拾のための広報活動と、防犯警備のための見地から適切な取締りと警戒を行いその活動を浸透するようつとめること。

3 活動状況報告書の提出

火災警備に従事した個々の警察官から、別表2に定める様式によつて各々の活動状況の報告書を提出させて、今後における火災警備の実施について検討の資料とすること。

以上の火災警備活動について、これを要約すれば、概ね別表3の如き体系を作ることができる。

(別表省略)